

現代におけるパターンナリズムの正当性

中村美結（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：パターンナリズム、自己決定、自律権、人間の尊厳

序論

我々は日々、様々な決定や選択を通して自らの生をかたちづくっている。個人の尊重が重要視される現代社会において、それらの決定も他人を害しない範囲において尊重されるべきであると考えられてきた。そのため、本人を害する目的での介入はもちろん、本人に利益をもたらす介入も、いわゆるパターンナリズムとして批判されることが多い。しかし、バイクのヘルメットの装着義務や車のシートベルトの装着義務のように、パターンナリスティックな介入でありながらも、普段生活の中で受け入れている事柄も存在する。それでは、不当なパターンナリズムと正当なパターンナリズムはどのようにして区別されるのであろうか。本論文では、この問いに答えるために、佐藤幸治および阪本昌成という二人の憲法学者と、アメリカの法哲学者であるドナルド・ドゥオーキンの説を比較検討する。

第一章 人格的自律権説

第一節 基幹的自律権と派生的自律権

佐藤は、日本国憲法 13 条で言われている「個人の尊重」とは、自律的で人格的な存在としての人間を尊重することであるとしている。そのため、憲法で保障される人格的自律権は、人間の人格的生存にかかわる利益に限定される。

人格的自律権は、抽象的・一般的なものとして、諸々の人権の派生する大本となる権利(基幹的自律権)という側面と、諸々の人権と並ぶ個別的な権利としての側面(派生的自律権)をもつ。このように区分することにより、時代や環境が変化する中で、人格的自律にかかわる利益を、派生的自律権として補充することができるようになるのである。

第二節 人格的自律権により保障される利益

人格的自律権によって保障される利益として、佐藤は、①生命・身体の自由、②人格価値そのものにかかわる権利、③人格的自律権(自己決定権)、④適正な手続的処遇をうける権利、⑤参政権的権利、⑥精神活動の自由、⑦経済活動の自由、⑧社会権的権利の 8 点を挙げている。これらのうち、①から⑤は基幹的自律権を構成し、その中でも③を最狭義の人格的自律権として自己決定権にほぼ相当するものと定義する。さらに③については、i「自己の生命・身体の処分にかかわる事

柄」、ii「家族の維持・形成にかかわる事柄」、iii「リプロダクションにかかわる事柄」、iv「その他の事柄」の 4 つに分類し、ivに該当する事柄(服装・身なり・外観、性的自由、禁煙、飲酒、スポーツ等)については、保障の対象から外している。

第三節 人権のインフレの問題

佐藤がivに挙げられるような行為を自己決定の射程に含むことに対して消極的になる背景の一つには、人権のインフレへの懸念がある。そこで佐藤は、自律を、特定の状況下で人が自律的に行動する場合の「そのときそのときの自律」と、人のアイデンティティにかかわるような「人生設計全般にわたる包括的ないし設計的自律」の二つに区分し、より重要度の高い後者の自律にかかわる事柄を、人格的生存にとって重要な人格的利益と考え、これを基本的人権である自己決定権としてその射程に含め、保障を与えようと考えたのである。

第二章 一般的自由権説

第一節 「個人の尊重原則」と想定される人間像

阪本は、人間固有の価値をその個性・多様性に求める立場から、他者からの外的な強制や侵害を受けることなく、各個人が各々の個性・多様性に基づきその自己愛、いわば幸福を追求する自由こそ、「個人の尊重原則」であると考えている。幸福追求権は、人間の道徳的な人格性(理性や自律)によって保障されるものではなく、限られた知識しか持たない人間、自らの幸福を追求する過程と領域を開放しておくことを保障したものであるとした。

また、阪本は、人間の置かれた「主観的条件」と「客観的条件」が重要であると述べる。人間の主観的条件とは、人間は、高度に理性的な存在ではなく、間違いを犯しやすく、限られた知識のなかで自己愛を最大化しようとする存在であることを意味する。人間の客観的条件とは、人間は個別的で多様な存在であり、また、その個別・多様性がもたらすものについては誰も確実には知りえないということの意味している。阪本は、以上の人間に関する主観的条件および客観的条件から、人間の知識の不確実さを説く。そしてこれを承認することが、個人の自由の正当化になるとする。

第二節 人格的自律権説への批判

以上を踏まえ、阪本は、佐藤の人格的自律権説に対して、

本要旨は、『2020 年度 静岡大学人文社会科学部社会学科 卒業論文要旨集』第 17 号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。

二つの点から疑問を呈している。一つ目は、幸福追求権を保障される人間を、人格的存在と考えることが正当なのかというものである。二つ目は、人々の多様な嗜好・利益のうち、「人格的生存に関わる利益」のみを憲法的保障の対象にすることにより、個人にとって重要な利益が不当に扱われているのではないかというものである。

第三章 批判的利害関心と人格的利益

第一節 生の不可侵性

ドゥオーキンによると、我々は、人間の生を不可侵なものと考え、人間の生は1度開始されたならば途中で破壊されることなく成長することが重要であると考えている。あるものが不可侵なものとする根拠として彼が目指するのは、その歴史である。つまり、それが生み出される過程において、自然や人間によって価値あるものが投入されるためなのである。前者は自然的資源投入と呼ばれ、後者は人間的資源投入と呼ばれる。我々はみなこれら両者を重視しているが、どちらをどの程度重視するのかは、人によって異なる。そのため、人工妊娠中絶や安楽死をめぐる、激しく意見が対立するのである。この点は、ドゥオーキンの洞察で重要な点である。

また、ドゥオーキンは「生の破壊」に関して、「生の挫折」という観点から考える。生の挫折は、将来の可能性だけではなく、過去に起こったその生への資源投入に焦点を当てるものである。生の挫折を引き起こす仕方は、「早死に」と「身体的障害や貧困、取り返しのつかない失敗など」の二つがある。しかし、どちらの仕方で引き起こされた挫折がより重大なものであるかの重み付けは人によって異なるものである。ドゥオーキンは、このような生の不可侵性についての違いを踏まえた上で、各人が自らの信念に従って熟慮し、生の不可侵性を最も尊重する選択を承認すべきだと主張する。

第二節 生の不可侵性と批判的利害関心

ドゥオーキンは、人々がどのように生きるかを考えるとき、そこには2種類の利害関心に関係していると主張する。一方は、欲求や嗜好やそれを経験することが快か不快かにかかわる「経験的利害関心」である。他方は、「批判的利害関心」である。これは単なる経験的好みではなく、生全体を考えた時に、自身の人生にとって、繁栄するということがいかなる意味を持つかに関する見解である。批判的利害関心にかかわる事柄の具体的条件が述べられておらず、該当する事柄は個人によって異なるという形式性に特徴がある。

ここで重要な点は、批判的利害関心とは人間的資源投入の一種であり、またそれが内在的価値である生の不可侵性に関連することから、単なる主観的価値のみに関わるものではないということである。このように考えれば、個人的価値から独立した生の不可侵性を尊重することと、批判的利害関心に基づいた本人の決定を尊重することが矛盾しないものとなる。

第三節 批判的利害関心と「人間の尊厳」

ドゥオーキンは、「人間の尊厳」という概念を主に人権の保

障のために使用している。人間の生には、自然と人間による投資により神聖な価値が付与されており、それ故に人間は尊厳を持つ。そして人間の尊厳を尊重するためには、自らの生に責任を持ち、その生を自身の選択を通して繁栄させることが重要になる。生を繁栄させ、また尊重するための自己決定は、人間の尊厳という概念から保障されることになる。一方、佐藤説に立つてパターンリズムを論じる際には、人間の尊厳を害するような、つまり人格的・道徳的とは考えられないような行為に対しては、強いパターンリズムも認めるという立場に立ち、「人間の尊厳」という概念は、人権のインフレに対するブレーキとして機能している。

医療や科学の発展した現代においては自己決定の幅が今まで以上の広がりを見せている。選択肢の拡大に伴い、多くの選択を繰り返す中で形成されていく個性の尊重もより重要視され、個人の自己決定への介入であるパターンリズムのあり方についても熟考すべきである。自己決定が複雑化したいま、佐藤説のように一定の人間像を想定し、各事柄で保障の程度を一律に規定することと、多様性のある個の尊重を重視する現代の価値観が適合し得るのか疑問が残る。そこで、個々人の多様性を考慮できるかたちでの人権保障を図る必要があると思われる。しかし、「生への責任」の概念から、個人の自己決定であるという理由であらゆる行為が肯定される訳ではなく、生全体が持つ内在的価値を守る行為を選択する必要があると考えられる。以上の検討を踏まえるなら、「人間の尊厳の尊重」は、批判的利益にもとづく自己決定の尊重を意味し、これに介入する行為は不当なパターンリズムとして許されないことになる。

結論

本論文では、現代社会におけるパターンリズムのあり方について、憲法学における自己決定権に依拠しながら、人格的自律権説と一般的自由権説という対極に位置する2つの理論、そしてドゥオーキンのパターンリズム論を手がかりに検討した。自己決定に基づく価値の多元性を認める社会において、人々の生の価値をより高められるような選択ができる体制づくりが求められている。形式的な文言による広い自己決定に対応し得る社会制度の拡充や責任の明確化を進めるために何が求められるか、今後さらに検討していく必要があるだろう。

主な参考文献

- ・ 佐藤幸治「憲法学において「自己決定権」をいうことの意味」、『現代における<個人・共同体・国家>』,76-99 頁,1989年
- ・ 佐藤幸治『憲法(第3版)』,青林書院,1995年
- ・ 阪本昌成『プライバシーと自己決定の自由』,日本評論社,1994年
- ・ ロナルド・ドゥオーキン『ライフズ・ドミニオン:中絶と尊厳死そして個人の自由』(水谷英夫・小島妙子訳),信山社,1998年

本要旨は、『2020年度 静岡大学人文社会科学部社会学科 卒業論文要旨集』第17号に掲載されたものを、著者の許可を得て掲載するものである。許可なく転載することを禁止する。